

「まるごとアンチウイルス」利用規約

利用申込の前に必ずお読みください。

「まるごとアンチウイルス」(以下、「まるごとアンチウイルス」という)を利用申込の前に、次の利用規約(以下「本規約」といいます)をよくお読みください。

「まるごとアンチウイルス」とは、トレンドマイクロ株式会社(以下、「トレンドマイクロ」という)のウイルス対策ソフトウェア製品「ウイルスバスタービジネスセキュリティサービス」を、お客様が管理サーバを導入することなく、インターネット経由(SaaS)で利用できるサービスです。

お客様は、ダイワボウ情報システム株式会社(以下「DIS」という)の販売委託会社(東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」))に対し、利用申込を行うことによって、本規約のすべての条件に同意したものとみなされます。本規約の条件に同意いただけない場合には、利用申込を中止してください。

第1条(定義)

本規約においては、別段の定めのある場合を除いて各用語の定義は次のとおりとします。

1. 「まるごとアンチウイルス」とは、トレンドマイクロのウイルス対策ソフトウェア製品「ウイルスバスタービジネスセキュリティサービス」を、お客様が管理サーバを導入することなく、インターネット経由(SaaS)で利用できるサービスを意味します。サービスの仕様等の詳細はNTT 東日本が別途提示する「まるごとアンチウイルスWEBサイト」にて定めるものとし、お客様は「まるごとアンチウイルスWEBサイト」に記載される内容に従い、「まるごとアンチウイルス」を利用するものとします。
2. 「本ソフトウェア」とは、「まるごとアンチウイルス」を利用するために、お客様が「まるごとアンチウイルス」を利用するコンピュータ・システムに本ソフトウェアをインストールのうえ、DISがお客様に対して提供するトレンドマイクロのウイルス対策ソフトウェア製品「ウイルスバスタービジネスセキュリティサービス」ならびにそのバージョンアップ版およびパターン・アップデートを意味します。
3. 「まるごとアンチウイルス利用契約」とは、お客様が「まるごとアンチウイルス」を利用するために本規約に基づき、DISとお客様によって締結される契約を意味します。なお、お客様はDISが定める基準により算定される数量(以下、「ライセンス数」という)にて「まるごとアンチウイルス」利用契約」を締結するものとします。
4. 「ドキュメンテーション」とは、印刷または電子的なフォームによってトレンドマイクロ社が作成し、DISがお客様に提供する「まるごとアンチウイルス」のマニュアルおよびオンラインヘルプ・ファイルを意味します。
- 5 「スタンダードサポート」とは、まるごとアンチウイルス利用契約の有効期間中、NTT 東

日本が提供するサポートを意味します。その内容および利用条件等の詳細は本規約およびまるごとアンチウイルス WEB サイトにて定めるものとし、お客様は本規約およびまるごとアンチウイルス WEB サイトに記載される内容に従いスタンダードサポートを利用するものとします。

6. 「バージョンアップ版」とは、本契約有効期間中にトレンドマイクロが DIS を通じてお客様に提供するバグフィックス版および改良版等の本ソフトウェアの新バージョンを意味します。
7. 「パターン・アップデート」とは、本ソフトウェアにおいてウイルス等のスキャンングおよび駆除のために使用され、かつ、トレンドマイクロが DIS を通じて随時更新およびリリースするパターンファイルを意味します。
8. 「コンピュータ」とは、「まるごとアンチウイルス」を利用するために本ソフトウェアをインストールして、「まるごとアンチウイルス」を利用するパソコンやタブレット等のお客様が自己所有するクライアントコンピュータ（お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）を意味します。コンピュータはトレンドマイクロの Web ページ (<http://www.trendmicro.co.jp/jp/business/products/vbbss/index.html>) に掲載している最新のシステム要件に記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼動するコンピュータに限られるものとします。なお、コンピュータは物理的ではなく論理的なコンピュータ（例：1 台の物理的コンピュータに独立した OS を持つ 2 台の論理的なコンピュータ）である仮想マシンも含むものとし、シンククライアントマシン（記憶装置がなく、ネットワーク経由サーバからソフトウェアを実行させるコンピュータ）は、コンピュータ 1 台としてカウントします。
9. 「Licensing Management Platform（以下、LMP という）」とは、ライセンス数の確認などの機能を有する、トレンドマイクロのサーバ上に置かれる Web コンソール（トレンドマイクロが DIS および NTT 東日本を通じて利用者に提供するインターネット上の入力装置）を意味します。その機能、仕様、運用ルール、使用方法等の詳細は「まるごとアンチウイルス WEB サイト」にて定めるものとし、利用者は「まるごとアンチウイルス WEB サイト」に記載される内容に従い、LMP を使用するものとします。
10. 「まるごとアンチウイルス WEB サイト」とは、トレンドマイクロ、DIS、および NTT 東日本が「まるごとアンチウイルス」および LMP の機能、仕様、運用ルールおよび使用方法の仕様および構築・運用ルール、申込手順、サービス概要等の詳細を定めた NTT 東日本の WEB サイトを意味します。トレンドマイクロ DIS および NTT 東日本は「まるごとアンチウイルス」、LMP の仕様変更等に伴い、「まるごとアンチウイルス WEB サイト」の内容を変更することができるものとします。
11. 「関連会社」とは、(1) お客様の子会社親会社、または親会社を同じくする法人等 DIS が規定した認定基準を満たす法人 (2) お客様が政府機関である場合、DIS が規定した認定基準を満たし、日本国内に所在する機関、もしくは (3) お客様が非営利団体である場合、DIS

が規定する非営利団体としての認定基準を満たし、お客様と同じ日本国内に所在する機関を意味します。関連会社の要件を満たさない法人が「まるごとアンチウイルス」を利用する場合は、別途利用申込をする必要があります。

第2条（契約）

1. お客様が利用申込した「まるごとアンチウイルス」は、お客様と DIS との間で本規約記載の条件に従いまるごとアンチウイルス利用契約が成立した場合、DIS はお客様および関連会社（以下、総称して「お客様」という）に対してお客様が自己所有するコンピュータにおいてセキュリティ対策を目的として「まるごとアンチウイルス」を利用する日本国内における非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を許諾いたします。かかる権利は、本製品に関する支払いを含め、本契約の条項をお客様が継続的に遵守することを条件とします。
2. まるごとアンチウイルス利用契約は、お客様が NTT 東日本が案内する方法にて DIS に「まるごとアンチウイルス」を利用申込し、お客様が利用申込時に記載したメールアドレスへ、DIS が「まるごとアンチウイルス」利用のための仮 ID、パスワードを電子メールにて送信した時点で成立いたします。なお、DIS は次の各号のいずれかに該当する事情がある場合には、利用申込を承諾しない場合があります。また、「まるごとアンチウイルス」利用契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、ただちに「まるごとアンチウイルス」利用契約を解除することができるものとします。
 - （1）「まるごとアンチウイルス」利用契約の申込に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - （2）お客様が、「まるごとアンチウイルス」の利用料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると DIS が判断した場合
 - （3）「まるごとアンチウイルス」利用契約の申込みをした者の年齢が満 13 歳未満であるとき（満 12 歳に達した日の翌日以降の最初の 4 月 1 日が到来しているときを除きます。）。
 - （4）「まるごとアンチウイルス」に限らず DIS が提供する全サービスにおいて、過去に不正利用などにより利用契約の解除、またはサービスを停止されていることが判明した場合
 - （5）事由の如何にかかわらず、トレンドマイクロが「まるごとアンチウイルス」の利用を承諾しない場合。
 - （6）その他「まるごとアンチウイルス」利用契約を締結し継続することが、技術上または DIS または NTT 東日本の業務の遂行上著しい支障があると DIS または NTT 東日本が判断した場合
3. 前項により「まるごとアンチウイルス」利用契約が成立した後、DIS はお客様に対して

メールにてお客様が本ソフトウェアをダウンロードするための情報を送信します。お客様は当該情報に基づき本ソフトウェアをダウンロードし、コンピュータにインストールのうえ、DIS が送信した「まるごとアンチウイルス」の仮 ID、パスワードおよびライセンスキーを利用することにより「まるごとアンチウイルス」の利用が可能になります。なお、「まるごとアンチウイルス」を利用するコンピュータの総数が、「まるごとアンチウイルス」申込後に DIS がお客様へ提供する LMP 表記のライセンス数を超える場合、お客様は、NTT 東日本に対し「まるごとアンチウイルス」を追加申込する必要があります。また、お客様は、(1) 第三者に公開する Web サーバ等各種サーバ（以下「各種サーバ」といいます）、(2) 第三者へ e-mail を送信するための専用サーバ、または、(3) 各種サーバに対してウイルス検索を行うサーバに、本ソフトウェアをインストールすることはできないものとしします。

4. お客様がライセンス数の追加を希望する場合は、NTT 東日本へ追加申込し、お客様が追加申込時に記載したメールアドレスへ、DIS が「まるごとアンチウイルス」利用のための仮 ID、パスワードをメール送信したときに、追加申込の契約が成立いたします。なお、DIS は本条第 2 項各号のいずれかに該当する事情がある場合には、追加申込を承諾しない場合があります。
5. お客様は、申込時に届け出ていただいたお客様連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに NTT 東日本へ届け出ていただきます。
6. DIS は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
7. お客様は、前々項の届出を怠ったことにより、DIS が従前のお客様連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にお客様が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
8. お客様が事実と反する届出を行ったことにより、DIS が届出のあったお客様連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
9. 前 2 項の場合において、DIS は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとしします。
10. DIS は、お客様連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この規約の規定によりお客様に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとしします。

第 3 条（「まるごとアンチウイルス」利用契約の地位の承継）

1. 相続又は法人の合併若しくは分割によりお客様の「まるごとアンチウイルス」利用契約上の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設

立された法人又は分割により営業を承継する法人は、NTT 東日本にこれを証明する書類を添えて届け出ていただきます。

2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人をDISに対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. DISは、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. お客様は、第1項の届出を怠った場合には、前条の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第4条（利用料金）

1. 「まるごとアンチウイルス」利用契約が成立した後、お客様は別紙所定の料金表とその支払条件に従い、「まるごとアンチウイルス」の利用料金（以下、「まるごとアンチウイルス」利用料金といいます。）を支払うものとします。
2. 「まるごとアンチウイルス」は毎月1日から月末日までを月額利用期間とします。ただし、利用期間途中での利用開始、利用終了（解約）の場合でも月額「まるごとアンチウイルス」利用料金を申し受けます。日割り計算は行いません。

別紙に定める「まるごとアンチウイルス」利用料金を変更する場合、DISは事前にお客様へお客様が登録したメールアドレスへメール送信あるいはお客様連絡先へ書面の郵送を行うこととします。

第5条（利用料金の支払）

1. お客様は、「まるごとアンチウイルス」利用料金の支払いについて、DISの販売委託会社であるNTT 東日本が定める期日までに支払っていただきます。
2. 支払い方法はNTT 東日本の「フレッツ・まとめて支払い」にて支払うものとします。「フレッツ・まとめて支払い」の詳細についてはNTT 東日本が定める「まるごとアンチウイルスWEBサイト」をご確認ください。

第6条（同意事項）

お客様は「まるごとアンチウイルス」を利用するにあたり、次の事項に同意するものとします。

（1）トレンドマイクロおよびDISまたはNTT 東日本が電気通信事業者法第4条に定める通信の秘密に該当するお客様の通信記録および情報を閲覧することが可能となること。

（2）お客様に電子メールが到達する前に、トレンドマイクロが保有するサーバにおいて、お客様の電子メールに対し悪影響のありうるコンテンツの有無をシステムによって自動的に判定すること。

（3）スパムメール送信元からの接続を制御することを目的とした機能により、スパムメールと通常のメール両方を送信するサーバがあった場合等は、当該サーバを接続拒否や配送

遅延処理の対象とする可能性があり、当該接続拒否や配送遅延処理の対象となったサーバからのメール受信が必要な場合には、トレンドマイクロが指定する方法によるホワイトリストへの登録等が必要となること。

第7条（著作権等）

1. 「まるごとアンチウイルス」、本ソフトウェアおよびドキュメンテーション、まるごとアンチウイルスWEBサイト（以下、総称して「まるごとアンチウイルス」といいます。）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はDISまたはトレンドマイクロへ独占的に帰属します。
2. お客様は、DISの書面による事前の承諾を得ることなく、「まるごとアンチウイルス」を第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、「まるごとアンチウイルス」に担保権を設定することはできないものとします。加えて、お客様は、DISの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として「まるごとアンチウイルス」を利用することはできないものとします。
3. お客様は、「まるごとアンチウイルス」につき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。お客様の改造に起因して「まるごとアンチウイルス」に何らかの障害が生じた場合、DISならびにトレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

第8条（「まるごとアンチウイルス」の利用）

1. お客様は日本国内に限り、本規約、ドキュメンテーション、まるごとアンチウイルスWEBサイトならびに必要なに応じてDISまたはトレンドマイクロより通知する内容に従い「まるごとアンチウイルス」を利用することができるものとします。
2. 本ソフトウェアはパターン・アップデートが実施されることがあり、その場合DISまたはトレンドマイクロはお客様に事前の承諾をえることなく、お客様のコンピュータにインターネットを通じてアクセスし、必要な処理を実施することができるものとします。
3. 本ソフトウェアはバージョンアップ版が提供されることがあり、その場合DISまたはNTT東日本はお客様に電子メールにて必要な情報を提供します。お客様はDISからの電子メールの通知にもとづき、バージョンアップ版をダウンロードのうえコンピュータにインストールするものとします。なお、バージョンアップ版をインストールしない場合、「まるごとアンチウイルス」およびパターンアップデートの利用が一部ないし全部できない場合があり、かつサポートセンタによるサポートを利用できないことがあることをお客様は承諾するものとします。

第9条（保証および責任の限定）

1. DIS およびトレンドマイクロは、「まるごとアンチウイルス」（本ソフトウェア、ドキュメンテーション、まるごとアンチウイルス WEB サイト、「まるごとアンチウイルス」に使用されるシステムおよび本ソフトウェアの自動的なバージョンアップやプログラム修正による不具合、日本国外での利用を起因とする不具合、お客様の電子メールの未達、ロスト、遅延や検索サービス上の問題などを含むがこれに限定されない。本条において以下同様とする。）およびサポートセンタによるサポートに関して一切の保証を行わないものとします。また、DIS およびトレンドマイクロは、「まるごとアンチウイルス」の機能お客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、「まるごとアンチウイルス」の物理的な紛失、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償を行いません。
2. DIS およびトレンドマイクロは、お客様が LMP を使用した結果（お客様が入力した情報、発行した ID、ならびにその使用の結果を含む。以下「LMP 使用の結果」という）、お客様による本ソフトウェアのバージョンアップまたはプログラム修正遅延の結果（以下「バージョンアップ遅延の結果」という）、トレンドマイクロにより自動的に行われる「まるごとアンチウイルス」に使用するシステムおよび本ソフトウェアのバージョンアップまたは修正プログラム適用の結果（以下「バージョンアップの結果」という）、に関して一切の保証を行いません。
3. 「まるごとアンチウイルス」、LMP 使用の結果、バージョンアップ遅延の結果、バージョンアップの結果、またはサポートサービス等に起因して利用者もしくはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して DIS およびトレンドマイクロは一切の責任を負いません。
4. 第10条1項および2項に記載されるユーザ登録、ユーザ登録変更、もしくは、お客様連絡先変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、DIS からお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益ならびに損害については、お客様の責任とします。
5. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（「まるごとアンチウイルス」を含みますがこれに限られません）の選択、導入、利用および利用結果については、お客様の責任とします。「まるごとアンチウイルス」の利用、NTT 東日本のサポートセンタを通じたサポートの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して DIS およびトレンドマイクロ、または NTT 東日本は一切の責任を負いません。
6. 本規約のもとで、理由の如何を問わず DIS がお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、お客様が損害を生じる直前の3か月間に本規約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。

第10条（サポートサービス）

1. NTT 東日本 は、「まるごとアンチウイルス」の申込後、NTT 東日本 が定める手続に従ってユーザ登録を行ったお客様に対し、「まるごとアンチウイルス」利用契約の期間中「まるごとアンチウイルス」に関するユーザサポートサービス（以下「スタンダードサポート」といいます）を提供いたします
2. お客様は、前項記載のユーザ登録の内容に変更が生じた際には、NTT 東日本 に対し遅滞なく届出を行うものとします。
3. スタンダードサポートの提供に関する NTT 東日本 の義務は、本条 1 項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、NTT 東日本 は、以下のいずれかに該当するお客様に対してスタンダードサポートを提供する義務を負わないものとします。
 - (1) NTT 東日本 が定める手続に従ったユーザ登録を行っていないお客様
 - (2) 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
 - (3) 「まるごとアンチウイルス」利用契約が有効期間にないお客様
 - (4) 「まるごとアンチウイルス」をトレンドマイクロが指定する以外の言語に対応するオペレーティングシステムとともに利用しているお客様
 - (5) 「まるごとアンチウイルス」 利用料金を支払わないまたは支払が滞ったお客様
4. NTT 東日本 は、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくスタンダードサポートの提供を停止できるものとします。
 - (1) システムの緊急保守を行うとき
 - (2) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき
 - (3) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - (4) 上記以外の緊急事態により、NTT 東日本 がシステムを停止する必要があると判断するとき
5. お客様は、「まるごとアンチウイルス」を契約している間、スタンダードサポートの提供を受けることができます。「まるごとアンチウイルス」利用契約終了後はスタンダードサポートを受けることはできません。
6. 前各項にかかわらず、DIS は、「まるごとアンチウイルス」について NTT 東日本 またはトレンドマイクロの都合によりスタンダードサポートを終了することがあり、NTT 東日本 がスタンダードサポートを終了した場合、NTT 東日本 はお客様に対するスタンダードサポートを提供する義務を負わず、終了および終了の連絡遅延によりお客様に生じた損害についてもその責任を負わないものとします。なお、終了時は、NTT 東日本 が配信する Web ページによりご案内いたします。

第 11 条（守秘義務）

1. お客様は、（１）本規約記載の内容、および、（２）本規約および「まるごとアンチウイルス」の利用に関連して知り得た情報（ライセンス製品のシリアル番号、アクティベーションコードおよびライセンスキー、スタンダードサポートに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、IP アドレスならびにスタンダードサポートの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、DIS の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本規約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合には DIS に対して速やかに事前の通知を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
 - （１）開示を受けた時に既に公知である情報
 - （２）開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - （３）開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
 - （４）第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - （５）DIS またはトレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
3. 前各項の規定は、「まるごとアンチウイルス」利用契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第 12 条（監査権）

DIS は、お客様による本規約の遵守を確認する目的で、事前通知のうえ、DIS の負担によりお客様に対して監査を行う権利を有するものとします。

第 13 条（提供中止）

1. DIS は、下記の場合、お客様へ事前の通知を行うことなく、「まるごとアンチウイルス」の提供を中止することがあります。
 - （１）DIS ならびにトレンドマイクロの「まるごとアンチウイルス」用設備を含む各種システム（以下、「システム」といいます。）の保守を定期的にもしくは緊急にて行う場合
 - （２）インターネットを含むネットワークの障害、火災もしくは停電等の不可抗力、または、第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき
 - （３）天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - （４）お客様からの「まるごとアンチウイルス」利用料金の支払が滞ったとき
 - （５）お客様の所在が不明であるとき

(6) 上記以外の緊急事態により、DIS ならびにトレンドマイクロが「まるごとアンチウイルス」を停止する必要があると判断したとき

2. DIS は前項に基づく「まるごとアンチウイルス」の提供の中止によって生じたお客様および第三者の損害につき、一切の責任を負いません。

第 14 条 (契約の解除)

1. お客様は、「まるごとアンチウイルス」を NTT 東日本に対し契約期間中いつでも解除を申し入れることができます。この場合、NTT 東日本に通知があった月の翌月末日に利用契約は終了するものとします。事由の如何を問わず、DIS が受け取り済みの「まるごとアンチウイルス」利用料金はお客様に返金することは致しかねます。
2. お客様が本規約に違反した場合、お客様は、本規約に基づく「まるごとアンチウイルス」利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、「まるごとアンチウイルス」利用契約を解除することができるものとします。その場合、「まるごとアンチウイルス」利用契約は規約違反の状態の発生と同時に終了するものとします。
3. 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」という）、に該当する、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、お客様は、本規約に基づく「まるごとアンチウイルス」利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、「まるごとアンチウイルス」利用契約を解除することができるものとします。その場合、「まるごとアンチウイルス」利用契約は同時に終了するものとします。
 - (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (4) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
4. お客様が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、DIS からお客様への通知をすることなく、お客様は、本規約に基づく「まるごとアンチウイルス」利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金そ

の他の債務を弁済しなければならないものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、「まるごとアンチウイルス」利用契約を解除することができるものとします。その場合、「まるごとアンチウイルス」利用契約は規約違反の状態の発生と同時に終了するものとします。

(1) DIS への申告、届出内容に虚偽があった場合

(2) お客様がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(3) 第 13 条の規定により「まるごとアンチウイルス」を停止されたお客様が、その原因たる事実を解消しない場合

(4) お客様が、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立、その他これらに類する事由が生じたと知った場合

(5) お客様が、トレンドマイクロが運営するサーバ経由でスパムメールなどの不正なメールを送信した場合

(6) お客様の所在が不明であるとき

(7) 本規約に違反した場合

(8) 事由の如何を問わず、トレンドマイクロが「まるごとアンチウイルス」の提供を取りやめた場合

(9) その他、お客様として不適切と DIS が判断した場合

5. DIS または NTT 東日本は契約期間中であっても、お客様に対する 1 か月前の通知により「まるごとアンチウイルス」利用契約の一部または全部を終了させることができるものとします。

6. 「まるごとアンチウイルス」利用契約が終了または解除された場合、お客様はすみやかに本ソフトウェアをアンインストールするものとします。

第 15 条（個人情報の取り扱いについて）

1. お客様は、DIS、トレンドマイクロおよび NTT 東日本がお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。

(1) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が第 10 条 1 項または 2 項に基づき届け出た事項

(2) 購入サービス、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様と DIS との「まるごとアンチウイルス」利用契約にかかわる事項

(3) お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等

2. お客様は DIS、トレンドマイクロおよび NTT 東日本が、コンピュータまたはインターネットに関連するセキュリティ対策製品およびサービスの提供に関する事業において、以

下の目的のために個人情報を利用することに同意します。

- (1) 「まるごとアンチウイルス」利用契約の更新案内
 - (2) DIS が取り扱っている製品およびサービスに関する案内
 - (3) DIS が取り扱っている製品およびサービスに関連のある他社製品の案内
 - (4) セキュリティに関する情報の提供
 - (5) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動
 - (6) DIS が取り扱っている製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知
3. お客様は、DIS が前項の各行為を実施するにあたり、同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して本条第 1 項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。尚、当該個人情報を同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子メール、記憶媒体などの送付により行います。
 4. お客様は、DIS に対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途 DIS が定める手続が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、DIS は速やかに当該個人情報の訂正もしくは一部削除に応じるものとします。
 5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、DIS または NTT 東日本は開示の義務を負わないものとします。
 - (1) DIS、NTT 東日本または第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
 - (2) 保有期間を経過し、現に DIS または NTT 東日本が利用していない情報
 - (3) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報
 - (4) DIS または NTT 東日本内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると同社が判断した情報
 6. お客様は、DIS または NTT 東日本が本条 2 項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし（但し、法令等に定めがある場合を除く）、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。
 7. お客様は、「まるごとアンチウイルス」利用契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条 1 項に基づきユーザ登録を行った事実に関する個人情報が DIS または NTT 東日本により一定期間利用されることに同意します。
 8. お客様が本条にご同意いただけない場合、「まるごとアンチウイルス」に関する一部も

しくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

9. DIS トレンドマイクロおよびNTT 東日本は、「まるごとアンチウイルス」利用契約の履行のために合理的に必要な範囲内で、エンジンおよびデータベース提供者である件外ネットスター株式会社に対して、LMP の登録情報、ロイヤリティ報告の登録情報または、URL フィルタのプログラムがインターネット上のサーバへ通信する情報を開示することができるものとします。この場合、DIS およびトレンドマイクロは、件外ネットスター株式会社に本条の義務を遵守させるものとします。

第 16 条（一般条項）

1. お客様は、DIS の書面による事前の承諾を得ることなく、「まるごとアンチウイルス」（本ソフトウェア、ドキュメンテーションおよびまるごとアンチウイルス WEB サイトを含む）を日本国外へ持ち出すことはできないものとします。
2. お客様は、「まるごとアンチウイルス」およびそれらにおいて使用されている技術（以下「本ソフトウェア等」といいます）が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。
3. お客様は、2012 年 5 月現在、米国により定められる禁輸国が、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリアであること、禁輸国に関する情報が、以下のウェブサイトにおいて検索可能であること、ならびに本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとします。

<http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/>

<http://www.bis.doc.gov/complianceand enforcement/ListsToCheck.htm>

4. 「まるごとアンチウイルス」利用契約の締結により、お客様が米国により現時点で輸出を禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために利用しないことに同意するものとします。
5. 本規約は、「まるごとアンチウイルス」の利用に関し、「まるごとアンチウイルス」利用契約の締結以前にお客様と DIS との間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、DIS は、お客様へ事前の通知を行うことなく本規約の内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本規約の内容およびその他の告知内容は無効となり、最新の本規約の内容および告知内容が適用されるも

のとします。

6. お客様は、DIS からお客様への通知が電子媒体かつ電子的手段によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとします。
7. お客様が、LMP へログインするための ID とパスワード、「まるごとアンチウイルス」のシリアル番号、アクティベーションコード等を漏洩した場合には、お客様は、DIS に対して、速やかに書面にて報告をするものとします。また、お客様は、トレンドマイクロの指示に従い、当該 LMP の ID とパスワード、「まるごとアンチウイルス」のシリアル番号、アクティベーションコード等の使用を速やかに中止するとともに、DIS が別途指定する金額および手続きによって、当該シリアル番号、アクティベーションコード等を購入し、再インストール等の作業を自らの責任と費用によって行うものとします。
8. 「まるごとアンチウイルス」において有害サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にし、Web ページにアクセスした場合、以下の事象がおこることがあります。
 - (1) お客様がアクセスした Web ページの Web サーバ側の仕様が、お客様が入力した情報等を URL のオプション情報として付加し Web サーバへ送信する仕様の場合、URL のオプション情報にお客様の入力した情報 (ID、パスワード等) などを含んだ URL がトレンドマイクロのサーバに送信される。
9. この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスする Web ページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスする Web ページのセキュリティチェックを実施します
10. お客様が「まるごとアンチウイルス」利用契約に基づいて「まるごとアンチウイルス」を利用する権利は、譲渡することができません。
11. 第 8 条および第 10 条の各定めは、本規約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。
12. 本規約は、日本国法に準拠するものとします。本規約に起因する紛争の解決については、大阪地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

(別紙)

「まるごとアンチウイルス」サービスメニュー、利用料金表および支払条件

<月額利用料金>

製品名	価格 (税別)
「まるごとアンチウイルス」 月額版	500円/1ライセンス

<支払条件>

「まるごとアンチウイルス」月額版の利用料金については、お客様は利用月の翌月末日までにNTT東日本のフレッツ・まとめて支払いにて支払うものとします。

附則 (16-D I SC-001 号)

本規約は 2016 年 6 月 8 日から実施します。